

関係人口と連携・協働した地域づくり実践支援事業 募集要領

1. 補助事業者（補助金を申請できる対象者）

- ①香川県内に拠点・事務所を設置し、県内で活動を行っている法人又は地域づくりに資する団体（以下「団体」という。）で、地域のニーズや課題を把握し、それを解決するために、地域外との人材との連携を調整できる団体とします。（中間支援的な機能を果たしうる組織を想定します。）
- ②「団体」とは、県内に在住する者（高校生以上）5人以上で組織された団体です。また、規約等によって、団体の名称、目的、事業内容、代表者、構成員、拠点・事務所の所在地、事務処理や会計処理の方法等が定められていることが必要です。

<様式 該当箇所> 第1号様式（別紙3）申請団体活動状況調書

2. 対象となる事業（以下の要件を全て満たす事業が対象となります。）

①関係人口と連携・協働する事業

- ・事業実施地域外に居住し、地域に関わりを持とうとする人材（「関係人口」）が、事業の実施・運営に携わり、事業に何らかの役割をもって参画することが必要です。

※ 関係人口の役割が、単なる「セミナーの聴講」のみなどでは対象となりません。

<様式 該当箇所> 第1号様式（別紙1）事業計画書「4 関係人口について」①

- ・事業実施にあたっては、対外的に分かる形で、関係人口を広く募集することが必要です。募集手法は限定しませんが、ホームページで募集するなど、対外的に募集の実施の確認ができる手法に限りません。

<様式 該当箇所> 第1号様式（別紙1）事業計画書「4 関係人口について」②

⇒ 「関係人口の募集の実施」・「参画状況」については、実績報告時に確認させていただきます。

※募集実施の確認書類については、ホームページの画面印刷など、実施の有無確認できるものであれば限定しません。（県と協議の上、決定します。）

②(a) (b)いずれかの申請区分に該当し、複数の地域課題解決を図る事業

- ・下記 (a) (b) の課のいずれかの採択区分に該当する事業を補助対象とします。 対象事業に該当するかについては、事業内容を確認したうえで県が判断いたします。

(a) 新規事業

- ・過年度に本事業の採択を受けていない事業者が、これまで取り組んだことがない新たに実施する事業※を対象とします。

<様式 該当箇所> 第1号様式（別紙1）事業計画書「チェック項目」

※過年度に本事業の採択を受けていない事業者が、過年度に他事業者が採択された事業と同内容と判断される事業を実施する場合は対象となりません。

(b) 継続発展事業

- ・過年度に本事業の採択を受けた事業者が、これまで取り組んだことが無い新たに実施する事業※1 又は過去採択事業を発展して実施する事業※2 を対象とします。

<様式 該当箇所> 第1号様式(別紙1) 事業計画書「チェック項目」

※1 過年度に本事業の採択を受けた事業者は、新たな事業を実施する場合であっても、「(a) 新規事業」には該当しません。

※2 過去採択事業を発展して実施する場合、取り組む地域の変更や、過年度採択事業を発展させた内容の事業である必要があり、過年度採択事業と同内容と判断される事業は対象となりません。

- ・複数(最低2つ以上)の「地域の実情に沿った地域課題」が設定され、「課題解決が期待できる事業計画」が行われる事業を対象とします。

<様式 該当箇所> 第1号様式(別紙1) 事業計画書「1 事業目的」「2 事業実施内容」

<地域課題について>

- ー 設定する地域課題については、特定分野に限定することはありませんが、採択に係る審査項目の一つとします。例えば、「行政の総合計画・戦略に位置付けられている」「地域住民からの声がある」など、地域の実情を適切に反映できているかについて客観的に判別できることを評価のポイントとします。

③地域内の多様な団体と連携した事業

- ・実施地域内に所在する「複数の団体と連携・協働」し、「面的に取り組む事業」を対象とします。
- ※連携する団体について、法人・自治会・地域活動団体(任意団体)等を想定していますが、任意団体の場合は規約等が整備され対外的に組織されていることが分かる必要があります。
- ・「面的に取り組むモデル的な事業」については、申請団体のみではなく、地域に属する複数の団体と連携・協働する事業か、地域全体の発展へつながる事業か、他の地域への横展開の参考となる事業かで判断します。

<様式 該当箇所> 第1号様式(別紙1) 事業計画書「2 事業内容 ②」「3 実施体制」

3. 採択事業の対外的な公表等について

(1) 事業概要

- ・採択事業については、「事業概要(第1号様式 別紙2)」を県のホームページ等で公表する予定です。

(2) 実績報告

- ・採択事業終了後、実績報告書提出時に「事業実績概要(第5号様式 別紙2)」を提出いただき、県のホームページ等で公表する予定です。

4. 留意事項

(1) 次に掲げる事業は、本事業の対象となりませんので、ご注意ください。

- ①国又は香川県から補助金等を受けている事業
- ②特定の法人又は個人の利益を追求するための事業
- ③宗教的活動及び政治的活動を目的とした事業
- ④公序良俗に反する事業
- ⑤施設整備又は備品等の取得のみを目的とする事業

(2) 次に掲げる経費は、本事業の対象経費となりませんので、ご注意ください。

- ①補助事業者である法人又は団体の構成員に対する謝金
 - ②法人又は個人への換金性の高い支給品（賞金や商品券等）
 - ③食糧費
 - ④不動産、車輛購入費、取得額 30 万（継続発展事業の場合 15 万）以上の備品購入費、工事請負費
- ※本補助金は、専門性の高い業務を除いて、業務を他の法人や団体に委託を行うことはできません。
- ※補助事業の実施に直接的に要する経費が補助対象であり、補助事業者の通常活動に要する経費は対象となりません。

(3) 令和 6 年度予算による本事業は、令和 7 年 2 月 28 日までに終了する事業を対象とします。

(4) 本事業は、補助事業者 1 団体あたり、同一年度の申請は 1 件までしかできません。（同一の事業について、複数の団体から申請を行うこともできません。）

5. 補助金の限度額等

- ・補助率、補助上限額等は次のとおりとなっています。

| 申請区分 | 補助率 | 補助基準額 | 補助限度額 |
|--------|--------------|-------------|-------------|
| 新規事業 | 対象経費の 4/5 以内 | 1,250,000 円 | 1,000,000 円 |
| 継続発展事業 | 対象経費の 2/3 以内 | 900,000 円 | 600,000 円 |

- ・なお、補助金の採択額決定においては、申請状況・審査結果によって申請額から変更する可能性があります。

※ 「参加費収入」等の収入を伴う事業の場合、補助金交付申請額の算定に当たっては、総支出額より、団体が得た参加費収入などの収入を差し引いた額が総補助対象経費となります。

ただし、「対象外経費」がある場合は、「参加費収入」を「対象外経費」に優先的に充てると考え、「参加費収入」「対象外経費」のうち、いずれか額の大きい方を総事業費から差し引き、総補助対象経費を算定することとします。

6. 申請手続等

①次の書類の提出が必要です。

【必要書類】

●補助金交付申請書（第1号様式）

-補助金事業計画書（第1号様式 別紙1）

-事業概要書（第1号様式 別紙2）

-申請団体活動状況調書（第1号様式 別紙3）

-補助金収支予算書（第1号様式 別紙4）

※（必要な場合）交付決定前着手申請書（第3号様式）

●申請者が法人の場合は、定款及び登記事項証明書

●申請者が団体の場合は、規約等

※法人や団体の活動が分かる資料（パンフレット等）があれば、添付してください。

②書類の提出先は、事業実施地域が属する市町の担当課に提出してください。（担当課一覧参照）

※申請書類については、押印等省略可能ですので電子媒体での提出で問題ございません。

③書類提出後、県において補助条件の審査を行い、交付決定を行います。

④審査にあたっては、「書面審査」「プレゼンテーション審査」を行う予定です。

・「書面審査」において、要件審査を実施し基礎点を満たしている申請者に対して「プレゼンテーション審査」の連絡を県から行います。

・「プレゼンテーション審査」においては、事業計画書・事業概要の資料等を用いながら、申請書のプレゼンテーションを審査員の前で行っていただき、審査採点を行います。

⑤審査の結果については、申請者に文書で通知します。なお、交付申請を行った場合でも、採択されない（交付決定とならない）場合がありますのでご注意ください。

⑥交付決定の対象となった補助事業の実施については、県からの交付決定通知後に開始してください。

⑦ただし、公益上真にやむを得ないと判断される場合は、事業申請日を限度として交付決定前の事前着手が可能となります。補助金交付要綱第9条の規定により、交付決定前着手申請書（第3号様式）を交付申請書と併せて提出してください。

※ 事前着手年月日については、交付申請日から交付決定日までのいずれかの日となります。

7. 事業報告等

①採択事業については、「中間報告」・「成果報告」を行っていただく予定です。具体的な日時・手法等については、別途お知らせします。

②なお、事業実施期間中に、県又は事業審査の関係者等が、必要に応じて、事業現場の確認又は視察等を行う場合、ご協力いただきます。

8. スケジュール

令和6年3月19日 補助事業の募集開始

令和6年4月25日 補助事業の募集締切り（各市町必着）

令和6年4月30日 申請書等の提出締切り（各市町から県必着）

※プレゼンテーション審査は令和6年5月21日を予定（時間・場所などは、書面審査を通過した申請者に個別に連絡）

令和6年5月下旬 補助事業の審査、交付決定

9. その他

- ・ 交付要綱、交付申請書様式等の関係書類は、香川県ホームページ等からダウンロードできます。
- ・ 本要領のほか、補助金の交付申請の手続き等については、要綱の定めによるものとします。

10. 問合せ先

香川県 政策部地域活力推進課 地域活性化・移住促進グループ

TEL 087-832-3125 FAX 087-831-1165

各市町 別紙「担当課一覧」に記載のとおり

関係人口と連携・協働した地域づくり実践支援事業補助金に関する

担当課一覧

香川県

| 課名 | 電話番号 | メールアドレス |
|-------------|--------------|--------------------------|
| 香川県 地域活力推進課 | 087-832-3125 | chiiki@pref.kagawa.lg.jp |

市町

| 市町名 | 課(室)名 | 電話番号 | メールアドレス |
|-------|-----------------|--------------|--|
| 高松市 | 政策課地域活力推進室 | 087-839-2135 | seisaku@city.takamatsu.lg.jp |
| 丸亀市 | 政策課 | 0877-24-8839 | seisaku-k@city.marugame.lg.jp |
| 坂出市 | 政策課 | 0877-44-5001 | seisaku@city.sakaide.lg.jp |
| 善通寺市 | 政策課 | 0877-63-6303 | seisaku@city.zentsuji.lg.jp |
| 観音寺市 | ふるさと活力創生課 | 0875-23-7803 | sousei@city.kanonji.lg.jp |
| さぬき市 | 政策課 | 087-894-1112 | seisaku@city.sanuki.lg.jp |
| 東かがわ市 | 地域創生課 | 0879-26-1276 | hk-chiikisousei@city.higashikagawa.lg.jp |
| 三豊市 | 地域戦略課 | 0875-73-3011 | chiiki@city.mitoyo.lg.jp |
| 土庄町 | 企画財政課 | 0879-62-7014 | kikakuzaisei@town.tonosho.lg.jp |
| 小豆島町 | 企画財政課 | 0879-82-7000 | olive-kikaku@town.shodoshima.lg.jp |
| 三木町 | 地域活性課 | 087-891-3320 | chikikassei@town.miki.lg.jp |
| 直島町 | まちづくり観光課デジタル推進室 | 087-892-2020 | matidukuril@town.naoshima.lg.jp |
| 宇多津町 | まちづくり課 | 0877-49-8009 | machi@town.utazu.lg.jp |
| 綾川町 | 総務課いまち推進室 | 087-876-5577 | iimachi@town.ayagawa.lg.jp |
| 琴平町 | 企画防災課 | 0877-75-6711 | kikaku@town.kotohira.lg.jp |
| 多度津町 | 政策観光課 | 0877-33-1116 | seisaku@town.tadotsu.lg.jp |
| まんのう町 | 地域振興課 | 0877-73-0122 | chiiki@town.manno.lg.jp |